別記様式

特定共同企業体協定書

（目的）

第１条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1. 釧路市発注に係る市立釧路総合病院医療情報システム更新業務にかかる物件の調達

　（当該内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）

(2)前号に付帯する事業

# （名称）

第２条 当共同企業体は、 　　　　　　　　　　　特定共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務にかかる物件の調達を完了するまでは解散することができない。

２ 物件の調達の業務を受注できなかった場合は、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 　　　所

商号又は名称

住 　　　所

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、 　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、物件の調達に関し、当企業体を代表してその権限を行なうことを名義上明らかにした上で、発注者等と折衝する権限並びに物件購入代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条 構成員の出資の割合は次のとおりとし、当該業務の物件購入代金の変更があってもこの比率は変えないものとする。

　株式会社 ％

　株式会社 ％

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、運営委員会がその価格を評価する。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに物件の調達に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　銀行 　支店とし、企業体の名称

を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、業務完了のとき、当該業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

２　当該業務を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該業務の決算に繰り入れることができる。

（損益の分担）

第１３条　前条第１項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第８条の規定による出資の割合によって、利益の配分を受け、又は欠損を負担する。

（権利義務の譲渡の制限）

第１４条　構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

（契約途中における構成員の脱退に対する措置）

第１５条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち契約途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

３ 第１項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第８条の規定による割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、契約途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

２　前項の場合において、代表者は除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（契約途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが契約途中において破産又は解散した場合においては、第１５条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当企業体解散後、当該業務につき契約内容に適合しないものがあったときは、構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外　　社は、上記のとおり　　　　　 　　　　　　　特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本２通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本についてはプロポーザル参加表明のため釧路市長に提出する。

令和 年 　月 　日

（共同企業体の名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体

住所

（代表者） 商号又は名称

代表者職氏名 　印

住所

（構成員） 商号又は名称

代表者職氏名 　印